

出合いの場創出事業企画運営支援等業務委託仕様書

1 業務名

出合いの場創出事業企画運営支援等業務

2 事業の目的

近年、全国的に少子化が深刻な課題となる中、本市においても同様に婚姻数や出生数の減少が続いている。

広島県が2025年度（令和7年度）に実施した「県民の結婚の意識に関する調査」では、独身男女の7割以上が結婚を希望している一方、結婚へのハードルとして最も大きいと感じることとして、「出合いの場所・機会がない」「恋愛の仕方がわからない」「自分に自信がない」が、上位3つを占めている。

本市では、2024年度（令和6年度）から趣味や仕事等をテーマとしたイベントの開催を通じた出合いの機会の創出に取り組んでおり、2026年（令和8年）1月時点で87組がマッチングするなど一定の成果を挙げているものの、現時点で成婚に至った事例は確認されていない。

また、2025年度（令和7年度）に本市が実施した市民へのアンケートでは、民間の結婚支援事業に対し、心理的・費用的なハードルがある方が一定数存在することが示唆されている。

こうした現状を踏まえ、個人の価値観の尊重を前提とした上で、AI等の高度化が図られたマッチングシステムも活用した多様な出合いの機会を創出するとともに、結婚に関する相談への対応やライフデザイン等に関するセミナーを一体的に行うことで、民間の結婚支援事業の利用に踏み出しにくい方も含め、結婚を希望する全ての方を、出合いから結婚まで切れ目なく支援する体制（以下「センター」という）を構築する必要がある。

本事業は、センターの設置・運営を通じて、結婚を望む方の希望の実現を後押しするとともに、備後圏域（※）市町の企業等とも連携し、社会全体で結婚を応援する機運の醸成を図るものである。

なお、センター利用対象範囲は、備後圏域市町に在住・在勤・出身者を予定している。

※「備後圏域」とは、広島県福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、岡山県笠岡市、井原市の7市2町のことをいう。

3 履行場所

備後圏域市町

4 履行期間

契約締結日から2027年（令和9年）3月31日まで

5 業務内容

(1) センターの設置及び運営

センターの開設に向けて必要な準備を行い、開設後は運営業務を履行すること。

なお、開設時期については、マッチングシステムの登録開始に合わせて、2026年（令和8年）10月を予定している。詳細は「6 スケジュール」のとおり。

ア 運用体制

(ア) 事務所は以下に設置する。

福山市元町1-1 天満屋福山店8階 ネウボラセンターつながルーム内（予定）

(イ) 事務スペースに必要な什器類（事務用品を保管するラックなど）の設備整備を行うこと。

※別紙図面参照

※什器を新たに調達する場合はリースとすること

(ウ) センターには、専用電話・メールアドレスを開設し、連絡体制を整えること。

※インターネット回線の調達にかかる費用は委託料に含めるものとする。

(エ) 電話番号については、契約満了後には委託者の指定する者へ名義変更を行うこと。なお、変更手続きに要する費用は委託料に含むものとする。

(オ) 業務にあたって必要となるパソコン（※1）、タブレット端末（※2）、通信環境を用意すること。なお、パソコン及びタブレット端末はリースにて調達すること。

※1) パソコン（スタッフ用）のOSはWindows11以上とし、Microsoft office（2021以上）及びウイルス対策ソフトを導入すること。なお、ウイルス対策ソフト等は常に最新の状態に更新すること。

※2) タブレット（登録者用）は以下の仕様を満たすこと。

台数 : 3台

機種 : iPad（同等以上） Wi-Fi + Cellular モデル

通信機能 : Wi-Fi 及び4G 利用可能

容量 : 32GB 以上

ディスプレイ : 10.2 インチ以上

サービス内容 :

以下のMDM（モバイル携帯管理）サービスを付帯すること。

- ・遠隔から対象端末のロックが可能であること。
- ・遠隔から対象端末の初期化（又はデータ消去）が可能であること。
- ・デバイスの位置情報の検知が可能であること。
- ・アプリケーションの利用制限の設定が可能であること。
- ・デバイス管理（パスワードポリシー、Wi-Fi 設定、他機器との接続制限）が可能であること。

・必要な初期設定を行った状態で納品すること。

イ マニュアルの作成とシステム操作研修受講

(ア) センター運営に必要な各種マニュアル等を作成すること。なお、作成にあたっては委託者と十分協議を行うこと。

(イ) システムを構築する業務受託者からシステム操作研修を受けること。

ウ 人員体制

(ア) センター開設後の開所時間中は原則として2名以上が常駐することとし、「5 業務内容」に支障がない体制とすること。なお、1名以上はセンター専属スタッフとすること。

(イ) 本業務の全体統括を行う総括責任者を1名配置し、センターの運営及び業務全般を円滑かつ効率的に行うために必要な調整、委託者との連絡調整等、業務遂行上必要と認められる事項を行うこと。

(ウ) 総括責任者のほか、本業務に携わる職員を2名以上配置し、業務遂行に十分なスキルを有する者とすること。

(エ) 総括責任者及び専属スタッフのうち1名以上は、婚活関連業務の従事実績があるなど、本業務に必要な経験やノウハウを有していること。

エ 開所日時

(ア) 開所日時

月曜日、木曜日、金曜日、土曜日、日曜日 午前11時から午後7時まで

(イ) 閉所日

火曜日、水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）、天満屋福山店休業日

(2) 恋愛や結婚に関する相談への対応

ア 会員からの恋愛や結婚に係る相談を受け、必要なアドバイスや支援を行うこと。なお、システム登録開始までは、イベントやセミナーの参加者からの相談を受け、必要なアドバイスや支援を行うこと。

イ 相談は、対面、電話、電子メール、オンライン会議ツール等、相談者の利便性に配慮した複数の方法で実施すること。

(3) イベントの開催等

ア イベントの概要

独身の男女を対象とした参加しやすい・参加してみたいと思える「出会いの機会」の創出やマッチング率を向上させるための「スキルアップセミナー」を実施する。

(ア) 開催回数 提案回数による（「出会いの機会」と「スキルアップセミナー」を同日に実施）

(イ) 開催場所 福山市

- (ウ) 対象者 備後圏域市町に在住・在勤 または 備後圏域市町出身の18歳以上（22歳以下の学生を除く）の独身者

※マッチングシステム登録会員以外（イベント専用会員）も参加可能

- (エ) 募集定員 委託期間中、各回参加男女を合わせて240人以上

イ 企画提案

受注者は、「出会いの機会」の創出と「スキルアップセミナー」（以下「イベント」という）の実施について、効果的かつ円滑に実施できるよう、企画提案を行い、委託者と調整すること。

ウ 参加者増に向けた情報発信

参加者が確実に集まるよう、イベント毎に、SNSや電子チラシなどを活用した情報発信を検討・実施すること。特に女性の申込みが男性に比べ少ないため、女性の参加申込数が増加するよう工夫すること。

エ アンケート調査の実施

- (ア) 各回、マッチング率やイベント満足度、ニーズなどが測れるようアンケートを実施し、結果と対応方針等について報告すること。
- (イ) 交際や成婚等について、追跡アンケート等を行うこと。

オ 参加者の募集や申込受付・当日受付

- (ア) 募集方法は市と協議のうえ決定する。
- (イ) 2026年（令和8年）10月からは別途委託業務で構築するイベントシステムを活用して申込受付を行う予定である。イベントシステム運用開始前は、受託者にて申込受付を行うこと。
- (ウ) 参加者からのイベントに関する問い合わせに対応すること。また、事前及びイベント当日の連絡体制を確保すること。

カ 参加費の徴収

参加者の飲食代やチケット代等の個人で消費するものは参加者負担とし、参加しやすい料金設定となるよう配慮（料金については受託者と協議）すること。また、その徴収を行うこと。

キ イベントの開催

- (ア) 会場の借上げ及び会場設営・撤去、イベント等に必要な物品等の準備、当日の受付、参加者の誘導、演出・司会進行等の運営に必要な業務を行う。
- (イ) 2026年（令和8年）10月からはイベントシステムを活用してマッチング・交際状況の管理を行う予定である。イベントシステム運用開始前は、受託者にて行うこと。

(4) セミナーの開催

ア セミナーの概要

結婚を希望する独身者が、結婚に関する悩みや不安の軽減、出会いや交際等に関する理解を深めるため、恋愛やライフデザイン、マッチングアプリの適切な活用方法等に関するセミナーを開催す

る。

(ア) 開催回数 提案回数による

(イ) 開催場所 福山市

(ウ) 対象者 備後圏域市町に在住・在勤 または 備後圏域市町出身の18歳以上（22歳以下の学生を除く）の独身者 ※会員以外も参加可能

(エ) 募集定員 委託期間中、各回参加男女を合わせて120人以上

イ 企画提案

受注者は、効果的かつ円滑に実施できるよう、企画提案を行い、委託者と調整すること。

ウ 参加者の確保に向けた情報発信

5（3）ウに同じ

エ アンケート調査の実施

各回、セミナーの満足度やニーズなどが測れるようアンケートを実施し、結果と対応方針等について報告すること。

オ 参加者の募集や申込受付・当日受付

5（3）オの「イベント」を「セミナー」とする。

カ 参加費の徴収

参加費を徴収する場合は5（3）カに同じ

キ セミナーの開催

5（3）キの「イベント」を「セミナー」とする。

(5) マッチングシステムによる1対1の引合せ業務

結婚を希望する独身者を対象に、マッチングシステムによる1対1の引合せサービスを提供し、会員登録から成婚に至るまで結婚に関してきめ細かな支援を行う。

ア システム等の管理・運用

会員登録、お相手検索、引合せ等を一元的に管理するシステム及びウェブサイト運営する。なお、システム及びウェブサイトについては、別途委託業務で構築する。「出会いの場創出事業マッチングシステム構築・運用保守業務委託仕様書」を参照すること。

イ 会員登録にあたっての問合せ対応

ウ 会員登録にあたっての面談

本人確認、必要書類、登録料支払、操作方法の説明等を行うため、対面またはオンラインにて面談を実施する。オンライン面談ではZoomを使用するため、2ライセンス程度取得すること。

エ 会員登録手続き

会員登録にあたって必要書類の確認、プロフィール内容の確認等を行い、必要に応じて修正依頼を行う。

オ マッチング（お見合い）実施

マッチングの申込みに対し相手が合意した場合は、会員の希望に応じて、立ち会いのもと個別の引合せを行う。

カ 交際成立後のフォロー

交際中の会員へ定期的に連絡して交際状況を把握し、助言を行う等、成婚に結びつくようにフォローを行う。

キ 会員情報の管理

会員情報や交際状況、成婚情報等の管理を行うこと。

(6) キックオフイベントの実施

センター事業の周知や会員登録促進、結婚応援の機運醸成のため、次のとおりシステム登録開始に合わせてキックオフイベントを開催すること。

ア 開催日 2026年（令和8年）10月

イ 開催場所 福山市内

※会場使用料や備品使用料、謝金等の必要経費の一切を委託料に含めるものとする。

ウ 参加者の要件

(ア) 備後圏域市町に在住・在勤の独身者

(イ) 対象年齢は委託者と協議のうえ決定する。

エ 募集定員及び申込方法等

(ア) 定員は100名とする。（男女それぞれ50名）

(イ) 募集方法は市と協議のうえ決定する。

(ウ) 定員を満たすよう、参加者の確保に努めること。

(エ) 参加者の募集・抽選・当落通知は、別途委託業務で構築するイベントシステムを活用すること。なお、本システムは2026年（令和8年）10月から運用開始予定としている。

オ 参加費

参加者の飲食代やチケット代等の個人で消費するものは参加者負担とし、参加しやすい料金設定となるよう配慮（料金については受託者と協議）すること。また、その徴収を行うこと。

カ 企画内容（プログラム）

(ア) 結婚を希望する多くの方（特に20～39歳）が興味を持ち、気軽に参加したくなるプログラムにすること。

(イ) 参加者同士が十分に交流でき、出会いのきっかけとなるようレクリエーション等のプログラムを組み込むこと。また、マッチングの機会を設けること。

(ウ) イベント参加者に対して会員登録を促すなど、会員を増加させるための工夫を行うこと。

(エ) プログラムの決定にあたっては、委託者と適宜協議を行うこと。

キ 運営

- (ア) 会場の設営、受付を行うこと。
- (イ) 受付が滞りなく行えるよう、方法を工夫すること。
- (ウ) 参加者等に対し、十分にサポートができる人員を配置すること。

ク 広報

- (ア) 広報物には、日程、会場、司会進行者、プログラム、申込方法等を記載するなど、分かりやすい広報に努めること。
- (イ) 参加者が確実に集まるよう、SNS や電子チラシなどを活用した情報発信を行うこと。
- (ウ) センター専用の SNS 等で募集の周知を行うこと。

ケ アンケートの実施

- (ア) 参加者に対しアンケートを実施し、イベントの感想・意見を聞くこと。
- (イ) アンケートの内容は委託者と協議のうえ作成すること。
- (ウ) イベントシステムを活用してアンケートの集計等を行い、委託者へ報告すること。

(7) 出会い応援団体等関連業務

ア 出会い応援団体の募集

- (ア) 「婚活イベント等を開催する企業・団体」「自団体内の構成員の結婚を応援する企業・団体」である『(仮称) 出会い応援団体』(以下、「応援団体」という。)について、ウェブサイトにて募集を行うこと。
- (イ) 募集用チラシを作成し、出会いの場所を提供する店舗・企業等や婚活イベントを開催する企業等、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業等にダイレクトメールの送付または手渡しすること。

イ 応援団体の登録

- (ア) 登録に関する事務手続(登録希望団体からの登録申込書の受付・取りまとめ、内容審査等)を行うこと。なお、委託者と協議のうえ内容審査を行い、登録すること。
- (イ) 登録が完了した応援団体はウェブサイト上に掲載すること。

ウ 応援団体主催の婚活イベント等関連業務

- (ア) 応援団体が婚活イベント等を開催する際は、イベントシステムを活用して応援団体がイベント情報の登録・参加者の募集・抽選・当落通知等を行うため、操作マニュアルの配布等にて操作説明を行うこと。
- (イ) 応援団体がイベント情報を登録した際は、委託者と協議のうえ内容審査を行い、ウェブサイト上にイベント記事の掲載を行うこと。

エ ふくやまカップル・新婚応援パスポートの利用者や協賛店の増加に向けた提案をすること。

(8) 広報業務

ア 結婚を希望する独身者の利用促進及び会員数増加を図るため、パンフレット等の作成・配布のほか各種広報媒体を用いて、広く周知を図る。

イ 広報活動の内容、手法、デザイン、作成数、配布計画等については、委託者と協議のうえ決定する。

ウ 広報のメインターゲットは20～39歳の独身者とする。

(ア) パンフレット等の作成・配布

事業を周知するため、以下のパンフレット等を作成し配布する。

・紹介パンフレット

A4判、両面カラー、3つ折り、マットコート紙90K、5,000部程度

・紹介ポスター

A2判、コート紙135K、100部程度

(イ) SNS等を活用した周知・広報

・専用のSNSを運用すること。SNSの媒体は委託者と協議のうえ決定する。

・Instagram広告を行うこと。

・YouTubeショート動画(60秒程度)を作成し、広告を行うこと。

(ウ) センターの愛称及びロゴマークの作成

・出会い、結婚を希望する方々を応援する機運の醸成を図るため、福山市(備後圏域)や出会い、結婚を連想させるものとする。

・愛称及びロゴマークそれぞれ3案以上提案すること。

・愛称及びロゴマークはウェブサイトやパンフレット等に活用することを想定し、作成すること。

・作成した愛称及びロゴマークの電子データは、委託者が指定する形態で納品すること。

※プレゼンテーション実施時には必ずしも提案する必要はない。

6 スケジュール（予定）

想定時期	業務内容（委託者）	業務内容（受託者）
2026年4月中旬	・システム構築業務開始 ・ウェブサイト作成業務開始	・イベントやセミナーの企画
2026年6月	－	・順次イベントやセミナーの開催 (参加者からの相談受付開始)
2026年9月	・システム構築、稼働テスト ・システム操作研修	・システム操作研修受講
2026年10月	・システムの保守・運用開始	<u>センター開設</u> ・システム登録受付開始 ・キックオフイベント開催
2026年12月	・システム本稼働	・マッチング開始

7 運営・進捗管理等

(1) 目標

システム登録者数 500名以上／2027年度（令和9年度）末

(2) 進捗管理・業務改善

ア 運営にあたっては、(1)の目標を意識して進捗管理を行うこと。目標値との乖離が大きい場合や運営方法に課題等がある場合は、要因分析を行い、改善に取り組むこと。改善方法等について委託者と協議のうえ、実施すること。

イ トラブル発生時の対応ルールを整備すること。

(3) 報告

ア センターの運営状況及び実績に関する月報（会員登録数、引合せ実績数、カップル数、成婚数等）及びイベント等の報告書を作成し、委託者に毎月報告を行うこと。報告の内容・様式等は委託者と協議のうえ、決定する。また、委託者が求める報告事項については、適宜対応すること。

イ 受託者は本委託業務の完了後、委託業務の内容をまとめた報告書およびそれらを記録した電子記録媒体（CD-R等）を委託者に提出することとする。

8 知的財産権の帰属等

- (1) 本業務により作成する成果物に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める権利を含む全ての著作権を委託者に譲渡するものとする。なお、受託者は委託者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。ま

た、受託者が本業務の成果品に係る著作権を自ら又は第三者に使用させる場合、委託者と別途協議するものとする。

- (2) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、委託者が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。なお、この時、受託者は当該著作権者の使用許諾条件に付き、委託者の了承を得るものとする。
- (3) 本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が委託者の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。
- (4) 本業務で作成したページデザインやイラスト等の成果物については、委託者が自由に使用・改変できることとする。

9 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約について、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
- (2) 本仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

10 関係法令等の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本委託業務の実施にあたり、本仕様書の定めのほか、関係法令、条例、規則等に従い、誠実に受託業務を処理すること。
- (2) 受託者は、業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報を適正に管理し、取り扱うこと。
- (3) 受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、本委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことについては、委託業務終了後であっても同様とする。
- (4) 受託者は、保存媒体の管理等、秘密保持に万全の措置を講じるものとし、資料の処分等については委託者と協議のうえ行うこと。

11 その他留意事項

- (1) 国または市の予算措置等の状況により業務内容を変更・追加する必要がある場合は、委託者と協議のうえ対応すること。
- (2) 受託者は、次年度に別の事業者へ事業を引き継ぐ際は、本事業の業務全般にわたる引継書を作成し、書面及び電子データにより委託者に提出すること。引継ぎ書の内容は、本仕様書に掲げる事

項について、処理手順等を特に詳細かつ具体的に述べているものであること。

- (3) 本業務の実施に関し、受託者が委託者並びに第三者に事故等の損害を与えた場合は、受託者は直ちに損害を被害者に賠償しなければならない。また、委託者が契約を解除した場合、受託者に損害があっても受託者に対しその損害を賠償しない。
- (4) 本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。
- (5) その他、仕様書の記載事項に疑義が生じたとき、又は仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ、決定するものとする。